

“とちぎのいい木” 非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業実施要綱（令和6（2024）年4月26日付け林木産第16号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるところによる。

(交付の目的等)

第3条 “とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金の名称及び交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事業の内容	補助金額	交付の相手方
“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金	非住宅建築物の木造・木質化の支援を通して県産木材の利用を促進することにより、木材の特性やその利用の意義等に関する県民の理解促進を図るとともに、森林資源の循環利用の推進、脱炭素社会の実現及び花粉発生源対策に資すること	県内に建築する非住宅建築物において、従来、RC造やS造で建築されている建築物の木造への転換や、内装等の木質化を支援する	〔木造化：延床面積1㎡当たり35千円 木質化：木質化面積1㎡当たり20千円 補助金上限額は、1施設当たり10,000千円とする。 ただし、先進性や波及効果が特に高い取組については、第4の2に定める審査委員会の意見を聴取した上で、知事が個別に判断するものとする。〕	建築主 (民間事業者 (個人及び法人))

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金	“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書	別記様式第1号	1	知事が別に定める期日
				2 収支予算書	別記様式第2号	1	

(補助条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従い効果的な運用を図ること。
- (4) 知事は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の30%を超える増減
- (2) 施工箇所の変更

(変更交付の申請)

第7条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、次の表に定めるところにより知事に申請しなければならない。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金	“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金変更承認申請書	別記様式第3号	1	1 事業計画書	別記様式第1号	1	知事が別に定める期日
				2 収支予算書	別記様式第2号	1	
				3 その他知事が必要と認める書類		1	

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金	“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	事業実施状況報告書	別記様式第4号	1	1月10日

(上棟報告書)

第9条 木造化に係る補助事業においては、補助事業者は、上棟後速やかに上棟報告書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、上棟報告書を受領したときは、現地確認を実施することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定による現地確認において、使用された県産木材を確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金	“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書	別記様式第1号	1	事業完了後20日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
				2 収支精算書	別記様式第6号	1	
				3 木材使用実績報告書	別記様式第7号	1	
				4 完成図面		1	
				5 写真		1	

(補助金の請求)

第11条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金	“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	額の確定通知書の写し	1	確定通知書受領後20日以内

(書類の整備等)

第12条 規則第23条で規定される書類及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第24条第1項ただし書きの規定により知事が定める期間は10年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6(2024)年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和9(2027)年3月31日をもってその効力を失う。

別記様式第1号(交付要綱第4条、7条、10条関係)

年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業計画(実績)書

単位:円

事業内容	施工箇所	補助対象経費					事業期間		備考
		計 (A+B+C)	負担区分				着手 年月日	完了 年月日	
			県補助金 (A)	その他補助金 (B)	自己資金 (C)	(C)のうち 融資額			

・事業内容欄には、木造化又は木質化の別とともに、木造化の場合は延床面積、木質化の場合は木質化面積を記載すること。

別記様式第2号(交付要綱第4条、7条関係)

年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業収支予算書

1 収入

単位:円

予 算 額				備 考
県補助金	その他補助金	自己資金	計	

2 支出

単位:円

予 算 額 (円)	備 考

別記様式3号（交付要綱第7条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

事業主体 所在地
名称
代表者名

年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業変更承認申請書

年 月 日付け栃木県指令林木産第 号により交付決定のあった〇〇年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業について、下記のとおり変更したいので、“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別添事業計画書のとおり

※事業計画書は変更前と変更後を対比できるよう記載し、関係書類を添付すること

別記様式第4号(交付要綱第8条関係)

年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業実施状況報告書

(12月末現在)

事業主体	事業内容	施工箇所	補助対象経費 (千円)	補助金額 (千円)	実施状況		
					着手年月日	完了予定年月日	進捗(%)

別記様式 5 号（交付要綱第 9 条関係）

年 月 日

栃木県知事 様

事業主体 所在地
名称
代表者名

年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業上棟報告書

年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業費補助金の交付決定を受けた建築物が上棟しましたので、報告します。

交付決定番号	
上 棟 日	
構造材に関する 当初計画との変更点	

別記様式第6号(交付要綱第10条関係)

年度“とちぎのいい木”非住宅建築物ウッドチェンジ事業収支精算書

1 収入

単位:円

予 算 額				精 算 額	差引増減 (△)	備 考
県補助金	その他補助金	自己資金	計			

2 支出

単位:円

予 算 額	精 算 額	差引増減(△)	備考

